八尾市重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第１項第６号の規定に基づき、重度の障害により意思の疎通が困難な障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）が医療機関に入院した場合に、当該障がい者等と医療機関従事者との意思疎通を支援する者を派遣し、障がい者等が安心して医療を受けられる環境を確保することを目的として実施する八尾市重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業（以下「事業」という）について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する障がい者等とする。ただし、18歳未満のものについては、保護者が医療機関従事者と適切な意思疎通をとることが困難と認められる場合に限る。

（１）障がい支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第５号）別表第１認定調査項目の群６、認知機能の項目に掲げるもののうち次に掲げる項目について、ア又はイに定める状態に該当しない者

ア　コミュニケーション　日常生活に支障がない状態

イ　説明の理解　理解できる状態

（２）居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護若しくは重度障害者等包括支援について、八尾市の支給決定を受けている者。ただし、法に基づく重度訪問介護による入院中の支援を受けることができる者は対象外とする。

（３）施設入所支援、療養介護について八尾市の支給決定を受けていない者

（４）家族等の意思疎通支援者がいない者又はこれに準ずる者

２ 前項に該当するもののほか、事業利用時に同様の状態にあると市長が認める者

（事業内容）

第３条　事業の内容は、次の場合に行う意思疎通支援であり、医療機関の業務の範囲に該当しないものとする。

（１）入院時に行う説明又は聞きとり

（２）病院スタッフによる治療計画及び入院計画の説明

（３）診察、処置、検査及び療養の説明及び実施

（４）手術の前後の説明及び処置

（５）リハビリテーションの説明及び実施

（６）退院後の治療及び療養の説明

（７）医療費制度及び福祉保健制度の説明及び相談

（８）その他市長が必要と認める事項

（利用の申請）

第４条　事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ八尾市重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業利用申請書（様式１号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第５条　市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、利用の必要性を検討したうえで利用の可否を決定し、八尾市重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業利用決定通知書（様式２－１号。以下「利用決定通知書」という。） により、申請者に通知する。

（変更の申請）

第６条　前条に規定による利用決定通知書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用決定通知書で決定を受けた事項に変更が生じたときは、改めて申請書を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の申請があったときは、適当と認めた者に対し八尾市重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業利用変更決定通知書（様式２－２号）により、利用者に通知する。

（利用決定通知書の再交付）

第７条　利用者は、第５条の利用決定通知書を破損し、又は紛失した時は、申請書を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の申請があったときは、適当と認めた者に対し利用決定通知書を再交付するものとする。

（利用の取り消し）

第８条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、事業の利用決定を取り消すことができる。

（１）死亡又は市外に転出したとき。

（２）虚偽の申込又は不正の行為によって利用の決定を受けたとき。

（３）その他市長が事業を提供することが不適当と認めたとき。

２ 市長は、前項の規定により利用を取り消したときは、八尾市重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業利用取消通知書（様式２－３号）により利用者へ通知するものとする。

（サービス提供事業者）

第９条　サービス提供事業者（以下「事業者」という。）は、法に基づく指定障がい福祉サービスの指定を受け、現に在宅生活において障がい福祉サービスを提供している者とする。

２ 利用者は、前項の規定による事業者に利用決定通知書を提示してサービスを受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。

３ １日に利用できる事業者は１事業者のみとする。

（実施上の留意事項）

第10条　事業者は、事業実施にあたって次の事項に留意し、事業の円滑かつ効果的な運営に努めるものとする。

（１）事業に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存すること。

（２）利用者及びその家族に関して業務上知り得た秘密を守ること。

（３）利用契約に際しての説明、書面の交付その他の社会福祉事業の実施に関して社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定められた事項を遵守すること。

（給付費の支給）

第11条　市長は、利用者が事業者からサービスを受けたときは、事業者に対し、第15条に規定する代理受領手続により、事業に係る給付費（以下「給付費」という。）を支給するものとする。

（報酬単価及び支給量）

第12条　給付費の報酬単価は、次のとおりとする。

（１）単価：１時間あたり　1,600円

（２）10分未満の端数があるときは切り捨て

（３）10分以上40分未満の端数があるときは800円を加算

（４）40分以上の端数があるときは１時間として算定

２ 給付費の支給対象となる支給量は、１日あたり５時間、１月あたり50時間を超えないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、その限りでない。

（利用者負担額）

第13条　利用者の負担額は、無料とする。

（給付費の額）

第14条　給付費の額は、報酬単価により算出された月の合計金額とする。

（給付費の請求及び支払い）

第15条　給付費の支給を受けようとする者は、八尾市重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業給付費請求書（様式３号）に八尾市重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業実績報告書（様式４号）を添えて、利用月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

２ 市長は、給付費の支給を受けようとする者から前項の請求があったときは、その内容を審査し、その日から30 日以内に給付費を支払うものとする。ただし、当該請求が適切でない場合はこの限りでない。

３ 市長は、前項の規定による支払いに関する事務を国民健康保険法第45条に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

４ 前項の規定による支払いを受けた事業者は、その支払いに係る利用者に対し、代理受領手続により支払いを受けた旨の通知を速やかに行わなければならない。

（帳簿等の整備）

第16 条　給付費の支給を受ける者は、事業に係る収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類を常に整備しておかねばならない。

（検査）

第17 条　市長は、給付費の支給を受けた者に対し、必要があるときは、事業所に立ち入り帳簿書類その他の物件を検査することができる。

（不正利得の徴収）

第18条　市長は、事業者が、偽りその他不正な方法により給付費の支給を受けたときは、当該事業者に対し、その支払った額につき返還させることができる。

（その他）

第19条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年（2023年）10月１日から施行する。